

技術を活かす知的財産戦略構築のための法制度の整備について

平成 1 4 年 5 月 1 0 日

弁護士 竹 田 稔

1 . 我が国の科学技術を発展させ、産業社会を活性化させるための法整備を最重要課題とする

これまでの知的財産権法の改正は、国際的ハーモナイゼーションの必要性や世界的にみて立ち後れた権利保護の強化にあったが、これからの知的財産法及びその周辺法の整備に当たっては、我が国の科学技術を発展させ、産業社会を活性化させるためにどのような法整備が必要かを最重要課題とし、欧米追従から世界をリードし、世界へ向けて発信する法制度の確立を目指したい。

そのための具体的施策として、

産業界と大学等研究機関と政府各省庁が一体となって、研究開発を行い、その成果を権利化し、産業社会に還元することを基本的視点とした法整備を行う。

政府は、優れた技術の研究開発を奨励し、そのために有効な国家的資金の投入を進め、産業活力再生特別措置法を改正して（各省庁の行う研究開発にバイドール条項の適用の義務づけ、資金投資の単年度主義を廃し、国内産業を活性化させるための措置を盛り込む等）いわゆる日本版バイドール条項を拡大する。

先端技術を知的財産としての保護するための法整備を促進する

先端技術の特許等の権利化に当たり、今後の研究開発を阻害することなく、かつ優れた研究の成果を迅速に権利化する法体制を整備する。

特に、情報技術については、国際規格や世界的に標準化される状況に対応し、我が国の技術が国際規格となり、標準化されるような技術開発の育成、保護を促進し、物の保護より情報の保護に視点を置いた法の整備を進める。

また、ライフサイエンスについては、基礎的研究成果を権利化するに当たり、その応用的研究や開発を阻害することのないよう配慮した法制度が必要であり、かつ医療技術の特許化等について、積極的に対応できる法の整備に取り組む。

2 . 技術の進歩に対応した特許発明の権利化のための特許制度の整備と知的財産権訴訟における権利活用の実効化を図る

我が国の成文法主義と法改正のために必要な一連の手続（審議会の答申・法律案の策定・法制局等の審査・国会での審議）は、知的財産諸法が急速な技術革新に追いつけず、常に後追い状況となっている。特許法2条の「発明」の定義規定、69条の「特許権の効力が及ばない範囲」等がその適例である。

知的財産諸法の隣接領域との整合性を考慮し、将来の技術発展を見越した統一された知的財産法の整備に積極的に取り組む必要がある。

特許権等の権利付与に当たって、適正・迅速な審査が必要であり、そのために必要な措置を早急に講ずる。

特許権、意匠権、商標権などの知的財産権は、独占的排他的権利であり、真に独占的排他的権利として認められるものみに権利を付与すべきである。一方、これらの権利は、特許査定などを経て登録されることによりはじめて権利として行使できるから、審査の遅延は大きな弊害をもたらす。

したがって、審査は適正かつ迅速に行う必要がある、そのためには審査の質の高さと量の多さ、すなわち審査官の資質の向上と審査官の増員が不可欠である。

特許権等をめぐり紛争が生じた場合、その早期解決は知的財産権の実効性を確保するため必要不可欠であり、そのために特許権等の有効性についての特許庁と裁判所の権限配分を基本とする現行制度を見直す。

現行制度は、特許権等の得喪については、まず技術専門行政庁である特許庁に第一次的な判断権限を与え、常に専門的知識を有する審判官による審判等の手続を経由すべきであり、その後に抗告訴訟制度による裁判所の第二次的な判断を経ることにより国民の権利の救済を図っている。

しかし、この制度では、無効審判手続による審決確定の長期化により特許紛争の早期解決を得られないことになり、これを解決するために、最高裁は、いわゆるキルビー特許判決で侵害訴訟において権利の無効が明らかな場合に権利濫用の法理により権利行使できないとしたが、その結果実質的に権限配分の法理は崩れつつあり、この際産業界等訴訟制度を利用するユーザーの要請を入れて、権利の有効性は侵害訴訟において裁判所が判断し、紛争の一回的解決を図ることを視点とした制度の見直しに着手する必要がある。

以 上